（承認証の返納）

第十二条の十七の六の九　第十二条の十七の六の六第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二　（略）

第十二条の十七の六の十・第十二条の十七の六の十一　（略）

（権限の委任）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

権限	
一　法第十九条の二十一第四項に規定する権限	地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長
一　日本船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）が通報する場合にあつては、基準不適合燃料油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、関東運輸局長） 二　外国船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）が通報する場合にあつては、入港をしようとする本邦の港又は利用しようとする本邦の沿岸の係留施設の所在地を管轄する地方運輸局長	（略）
二～八	

4　（略）

5　第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第二号及び第五号の上欄に掲げるもの並びに同表第六号及び第八号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉砕装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

6～9　（略）

（承認証の返納）

第十二条の十七の六の七　第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二　（略）

第十二条の十七の六の八・十二条の十七の六の九　（略）

（権限の委任）

第四十一条　（略）

2　（略）

3　法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

権限	
（新設）	地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長
（新設）	（略）
一～七	

4　（略）

5　第三項の規定により地方運輸局長が行うことができることとされた権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの並びに同表第五号及び第七号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉砕装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又は有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

6～9　（略）